

OKB証券は、2023年12月30日より、次のとおり「最良執行方針」改定いたします。

最良執行方針新旧対照表（下線部改定箇所）

現 行	改定後
<p>この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客さまにとって最良の取引の条件で執行するための方針および方法を定めたものです。</p> <p>OKB証券（以下、「当社」といいます。）では、お客さまから国内の金融商品取引所市場（当社では、東京証券取引所に限ります。以下同じ。）に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客さまから取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。</p> <p>1. 対象となる有価証券</p> <p>国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、ETFおよびREIT等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」（外国証券を除きます。以下同じ。）</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p>当社では、お客さまからいただいた上場株券等にかかる注文はすべて国内の金融商品取引所市場に委託注文として、次の要領で取次ぐこととし、PTS（私設取引システム）への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いを行います。また、お客さまからいただいた注文に対し、当社が自己で直接の相手となる売買は行いません。</p> <p>（1）お客さまから委託注文を受託しましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取次ぐこととします。また、金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文につきましては、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に、金融商品取引所市場に取次ぐこととします。</p> <p>（2）（1）において、委託注文は東京証券取引所に上場している銘柄のみを受託し、当該金融商品取引所市場の取引参加者または会員で当社が注文の取次ぎについて契約を締結している者を經由して、当該金融商品取引所市場に取次ぎます。</p>	<p>この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客さまにとって最良の取引の条件で執行するための方針および方法を定めたものです。</p> <p>OKB証券（以下、「当社」といいます。）では、お客さまから国内の金融商品取引所市場（当社では、東京証券取引所に限ります。以下同じ。）に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客さまから取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。</p> <p>1. 対象となる有価証券</p> <p>国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、ETFおよびREIT等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」（外国証券を除きます。以下同じ。）が対象となります。</p> <p>なお、フェニックス銘柄である株券および新株予約権付社債券で、<u>金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」</u>につきましては、当社では取り扱いません。</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p>当社では、<u>最良の取引の条件として最も有利な価格で執行すること以外のお客さまの利益となる事項を主として考慮するため</u>、<u>お客さまからいただいた上場株券等にかかる注文はすべて国内の金融商品取引所市場に委託注文として、次の要領で取り次ぐこととし、PTS（私設取引システム）への取り次ぎを含む取引所外売買の取扱い</u>は行いません。また、お客さまからいただいた注文に対し、当社が自己で直接の相手となる売買は行いません。</p> <p>（1）お客さまから委託注文を受託しましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に<u>取り次ぐこととします</u>。また、金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文につきましては、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に、金融商品取引所市場に<u>取り次ぐこととします</u>。</p> <p>（2）（1）において、委託注文は東京証券取引所に上場している銘柄のみを受託し、当該金融商品取引所市場の取引参加者または会員で当社が注文の<u>取り次ぎ</u>について契約を締結している者を經由して、当該金融商品取引所市場に<u>取り次ぎ</u>ます。</p>

現 行	改定後
<p>3. 当該方法を選択する理由</p> <p>金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客さまにとって最も合理的であると判断されるからです。</p> <p>4. その他</p> <p>(1) 次に掲げる取引につきましては、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行します。</p> <p>ア. お客さまから執行方法に関するご指示（お取引の時間帯のご希望等）があった取引につきましては、当該ご指示いただいた執行方法</p> <p>イ. 取引約款や各種規程等において執行方法を特定している取引につきましては、当該執行方法</p> <p>ウ. 単元未満株の売買につきましては、<u>単元未満株を取扱っている金融商品取引業者に取次ぐ方法</u></p> <p>(2) システム障害等により、やむを得ず、<u>最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。</u></p> <p><u>最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。</u></p> <p><u>したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>3. 当該方法を選択する理由</p> <p>金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客さまにとって最も合理的であると判断されるからです。</p> <p><u>なお、PTS（私設取引システム）を含め複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較し、より価格を重視することはお客さまにとって最良の執行となり得ると考えられます。しかし、当社でこのような執行をするためにはシステム開発等を行う必要があり、社内で検討した結果、システム開発等を行うことによりお客さまにお支払いいただく手数料等の値上げが必要と考えています。</u></p> <p><u>システム開発等に伴う費用等について精査した結果、お客さまにとっては、複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、手数料等の値上げによる影響の方が大きいと考えられるため、PTSへの取り次ぎを含む取引所外売買の取り扱いをせず、国内の金融商品取引所市場に取り次ぐことが最も合理的であると判断しています。</u></p> <p>4. その他</p> <p>(1) 次に掲げる取引につきましては、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行します。</p> <p>ア. お客さまから執行方法に関するご指示（お取引の時間帯のご希望等）があった取引につきましては、当該ご指示いただいた執行方法</p> <p>イ. 取引約款や各種規程等において執行方法を特定している取引につきましては、当該執行方法</p> <p>ウ. 単元未満株の売買につきましては、<u>単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法</u></p> <p>(2) <u>自社のシステム障害等が発生した場合、または取引所金融商品市場等においてシステム障害等が発生した場合は、2. に掲げる方法によるのが難しいため、やむを得ず、2. に掲げる方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の取引の条件で執行するよう努めます。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>